



# 茨城県報

第 1 8 6 3 号

平成19年 4 月 2 日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

救急医療協力医療機関の申出事項の変更 (医療対策課) .....	1
指定介護予防保険施設の指定の辞退 (長寿福祉課) .....	2
大規模小売店舗の変更の届出 (2 件) (中小企業課) .....	2
茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課) .....	5
道路の供用の開始 (5 件) (道路維持課) .....	6
車両制限令の規定に基づく道路の指定 (道路維持課) .....	7
国際水域施設の制限区域の設定 (港湾課) .....	8
高萩都市計画及び日立都市計画下水道の変更 (都市計画課) .....	8
土地改良区役員の就退任 (土地改良事務所) .....	9
土地改良法に基づく換地処分 (土地改良事務所) .....	10
( 公 安 委 員 会 )	
少年指導委員の委嘱 .....	10
( 収 用 委 員 会 )	
収用の裁決手続の開始の決定 .....	19
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (3 件) (生活文化課) .....	21
平成18年度後期技能検定合格者 (職業能力開発課) .....	22
茨城県農作物奨励品種等の指定及び廃止 (農産課) .....	23
都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) .....	24
開発行為の工事完了 (建築指導課) .....	24
物品調達等競争入札参加者の資格に関する公示 (会計第二課) .....	24
( 収 用 委 員 会 )	
土地収用法に基づく審理の開始の公示による通知 .....	27
正 誤	
平成18年 3 月31日付け茨城県報号外第53号中 .....	27

## 告 示

茨城県告示第435号

茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則 (昭和52年茨城県規則第11号) 第 3 条の救急医療協力医療機関の

開設者から次のとおりその名称を変更した旨届出があったので告示する。

平成19年 4 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称		所 在 地
変更前	変更後	土浦市中央 1 - 14 - 22
医療法人社団 土浦病院	医療法人社団 土浦産婦人科	

茨城県告示第436号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第113条の規定に基づき、次のとおり指定辞退の届出があったので、同法第115条の規定により告示する。

平成19年 4 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	指定時の事業所の所在地	サービスの種類	辞 退 年月日
医療法人社団 柴原 医院	柴原医院	つくば市吉沼1151	介護療養型 医療施設	平成19年 3月31日

茨城県告示第437号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成19年 4 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 小 濱 裕 正

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド友部店

笠間市美原一丁目1470 - 80

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) トムズ友部店

(変更後) ヤマダ電機テックランド友部店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	小 濱 裕 正
株式会社サンプラス	東京都豊島区東池袋 5 丁目44番13号	大 前 良 雄
船橋小市	西茨城郡友部町八雲 2 - 2 - 3	
有限会社あい	西茨城郡岩瀬町岩瀬884	小 林 義 雄
株式会社イチカワ	西茨城郡岩間町下郷4161 - 1	市 川 光
株式会社今川薬品	つくば市谷田部5634 - 1	今 川 美 明
鈴木清治	西茨城郡友部町鯉淵6256 - 48	
亀印製菓株式会社	水戸市見川町2139 - 5	林 耕 芳

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11	山 田 昇
鈴 木 多 貴 子	笠間市鯉淵6256 - 48	

(3) 変更の年月日

平成19年 3 月 9 日

(4) 変更する理由

大規模小売店舗の名称及び小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更のため

3 届出年月日

平成19年 3 月19日

茨城県告示第438号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県西地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成19年 4 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社サカイモール

代表取締役 箱 島 綱 男

(2) 住所

猿島郡境町1327番地の 1

## 2 届出事項の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングモルフイズ

猿島郡境町1327番地の 1

### (2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名	備考
株式会社サカイモール	猿島郡境町1327番地の 1	鈴 木 幸 夫	ア
株式会社サカイモール	猿島郡境町1327番地の 1	鈴 木 幸 夫	イ
有限会社エルフ	土浦市大字沖新田28番 1 号	小 林 幹 夫	イ
丸太屋株式会社	東京都中央区東日本橋 2 丁目26番 8 号	武 田 洋	ウ
株式会社サカイモール	猿島郡境町1327番地の 1	鈴 木 幸 夫	エ
株式会社アルファシステム	千葉県木更津市牛袋野385番地	福 原 純 一	オ
合資会社メンズショップマセ	猿島郡境町293 - 10	間 瀬 千代子	カ
有限会社エドヤ	結城郡八千代町仁江戸1639	高 野 文 夫	キ

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名	備考
有限会社朝日商事	猿島郡境町長井戸字立谷806 - 1	渋谷 義 治	ア
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27 - 1	江 尻 義 久	イ
株式会社ばる	栃木県足利市助戸 1 丁目601	木 村 輝 夫	ウ
有限会社オーシャンエンタープライズ	千葉県千葉市中央区中央 3 - 13 - 5	武 田 洋	エ
永島 美奈	古河市東 1 - 15 - 1		オ
合資会社メンズショップマセ	猿島郡境町293 - 10	間 瀬 良 子	カ
株式会社サカイモール	猿島郡境町1327番地の 1	箱 島 綱 男	キ

### (3) 変更の年月日

アイウ 平成18年 3 月 1 日

エ 平成18年 3 月17日

オ 平成18年 8 月 1 日

カ 平成18年11月18日

キ 平成19年 3 月 9 日

### (4) 変更する理由

アイウエオキ 小売業者の退店及び出店があったため

カ 小売業者の代表者が変更となったため

## 3 届出年月日

平成19年 3 月13日

~~~~~

茨城県告示第439号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程（平成 3 年茨城県告示第128号）の一部を次のように改正する。

平成19年 4 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

| 貸付<br>期<br>間      | 融 資 機 関                            | 資 金 種 類 |        | 加工流通施設整備資金                        |                                    | 保健機能増進施設整備資金 |                                   |
|-------------------|------------------------------------|---------|--------|-----------------------------------|------------------------------------|--------------|-----------------------------------|
|                   |                                    | 貸付対象者   |        | A                                 |                                    | A            |                                   |
|                   |                                    |         |        | 貸付金の<br>うち2億<br>7千万円<br>までの部<br>分 | 貸付金の<br>うち2億<br>7千万円<br>を超える<br>部分 | B            | 貸付金の<br>うち2億<br>7千万円<br>までの部<br>分 |
| 6 年以内             | ガイドライン第 3 の 2 の(1),<br>(3)及び(5)の場合 | 年1.60%  | 年1.35% | 年1.10%                            | 年1.85%                             | 年1.60%       | 年1.35%                            |
|                   | 上記以外の場合                            | 年0.75%  | 年0.50% | 年0.25%                            | 年1.00%                             | 年0.75%       | 年0.50%                            |
| 6 年を超え<br>7 年以内   | ガイドライン第 3 の 2 の(1),<br>(3)及び(5)の場合 | 年1.55%  | 年1.30% | 年1.05%                            | 年1.80%                             | 年1.55%       | 年1.30%                            |
|                   | 上記以外の場合                            | 年0.70%  | 年0.45% | 年0.20%                            | 年0.95%                             | 年0.70%       | 年0.45%                            |
| 7 年を超え<br>8 年以内   | ガイドライン第 3 の 2 の(1),<br>(3)及び(5)の場合 | 年1.45%  | 年1.20% | 年0.95%                            | 年1.70%                             | 年1.45%       | 年1.20%                            |
|                   | 上記以外の場合                            | 年0.60%  | 年0.35% | 年0.10%                            | 年0.85%                             | 年0.60%       | 年0.35%                            |
| 8 年を超え<br>9 年以内   | ガイドライン第 3 の 2 の(1),<br>(3)及び(5)の場合 | 年1.35%  | 年1.10% | 年0.85%                            | 年1.60%                             | 年1.35%       | 年1.10%                            |
|                   | 上記以外の場合                            | 年0.50%  | 年0.25% | -                                 | 年0.75%                             | 年0.50%       | 年0.25%                            |
| 9 年を超え<br>10 年以内  | ガイドライン第 3 の 2 の(1),<br>(3)及び(5)の場合 | 年1.35%  | 年1.10% | 年0.85%                            | 年1.60%                             | 年1.35%       | 年1.10%                            |
|                   | 上記以外の場合                            | 年0.50%  | 年0.25% | -                                 | 年0.75%                             | 年0.50%       | 年0.25%                            |
| 10 年を超え<br>11 年以内 | ガイドライン第 3 の 2 の(1),<br>(3)及び(5)の場合 | 年1.25%  | 年1.00% | 年0.75%                            | 年1.50%                             | 年1.25%       | 年1.00%                            |
|                   | 上記以外の場合                            | 年0.40%  | 年0.15% | -                                 | 年0.65%                             | 年0.40%       | 年0.15%                            |
| 11 年を超え<br>12 年以内 | ガイドライン第 3 の 2 の(1),<br>(3)及び(5)の場合 | 年1.25%  | 年1.00% | 年0.75%                            | 年1.50%                             | 年1.25%       | 年1.00%                            |
|                   | 上記以外の場合                            | 年0.40%  | 年0.15% | -                                 | 年0.65%                             | 年0.40%       | 年0.15%                            |
| 12 年を超え<br>13 年以内 | ガイドライン第 3 の 2 の(1),<br>(3)及び(5)の場合 | 年1.15%  | 年0.90% | 年0.65%                            | 年1.40%                             | 年1.15%       | 年0.90%                            |
|                   | 上記以外の場合                            | 年0.30%  | 年0.05% | -                                 | 年0.55%                             | 年0.30%       | 年0.05%                            |
| 13 年を超え<br>14 年以内 | ガイドライン第 3 の 2 の(1),<br>(3)及び(5)の場合 | 年1.15%  | 年0.90% | 年0.65%                            | 年1.40%                             | 年1.15%       | 年0.90%                            |
|                   | 上記以外の場合                            | 年0.30%  | -      | -                                 | 年0.55%                             | 年0.30%       | -                                 |

|                 |                                |        |        |        |        |        |        |
|-----------------|--------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 14年を超え<br>15年以内 | ガイドライン第3の2の(1),<br>(3)及び(5)の場合 | 年1.05% | 年0.80% | 年0.55% | 年1.30% | 年1.05% | 年0.80% |
|                 | 上記以外の場合                        | 年0.20% | -      | -      | 年0.45% | 年0.20% | -      |

(注) 1 「A」とは、「B」に掲げる会社以外の者をいう。

2 「B」とは、資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする場合は5千万円、卸売業を主たる事業とする場合は1億円）を超え、かつ、その常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする場合は50人、サービス業又は卸売業を主たる事業とする場合は100人）を超える会社をいう。

#### 付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の規定は、平成19年3月19日以後になされた貸付けに係る中山間地域活性化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

#### 茨城県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成19年4月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年4月2日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 水戸神栖線
- 2 供用開始の区間 行方市小高字原口1306番13地先から  
行方市小高字原口1306番15地先まで  
行方市小高字原口1306番20地先から  
行方市小高字原口1304番6地先まで  
行方市小高字中原1452番2地先から  
行方市小高字離谷1632番25地先まで
- 3 供用開始の期日 平成19年4月2日

#### 茨城県告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成19年4月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年4月2日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 294号
- 2 供用開始の区間 守谷市大字守谷字土塔2597番3地先から  
守谷市大字守谷字土塔2560番16地先まで
- 3 供用開始の期日 平成19年4月2日

## 茨城県告示第442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成19年4月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年4月2日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 野田牛久線
- 2 供用開始の区間 守谷市大字守谷甲字二ツ塚2190番地先から  
守谷市大字守谷甲字二ツ塚2187番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成19年4月2日

## 茨城県告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成19年4月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年4月2日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 野田牛久線
- 2 供用開始の区間 守谷市大字守谷字土塔2560番5地先から  
守谷市大字守谷字土塔2560番16地先まで
- 3 供用開始の期日 平成19年4月2日

## 茨城県告示第444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成19年4月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年4月2日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 石岡筑西線
- 2 供用開始の区間 筑西市茂田1768番2から  
筑西市茂田1773番13まで
- 3 供用開始の期日 平成19年4月2日

## 茨城県告示第445号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が、車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成19年4月2日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定する道路の路線名及び区間  
次表のとおり

| 路 線 名          | 区 間                                                 |
|----------------|-----------------------------------------------------|
| 一般国道 123号      | 常陸大宮市野田1818番 4 地先から (県境)<br>常陸大宮市野口1421番 1 地先まで     |
| 一般国道 349号      | 日立市下深荻町油ヶ崎2260番 1 地先から<br>常陸太田市徳田町1794番 1 地先まで (県境) |
| 一般国道 354号      | 土浦市菅谷町1150番 4 地先から<br>行方市玉造甲664番 5 地先まで             |
| 県道 宇都宮笠間線 (1)  | 笠間市片庭1860番地先から (県境)<br>笠間市石井1840番 5 地先まで            |
| 県道 大宮御前山線 (21) | 常陸大宮市小野869番 4 地先から<br>常陸大宮市野口1421番 5 地先まで           |

2 指定する期日 平成19年 4 月 2 日

茨城県告示第446号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 (平成16年法律第31号) の規定に基づき, 国際水域施設に制限区域を次のとおり設定する。

平成19年 4 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定場所 (国際水域施設)

| 港湾名 | 国際水域施設名       | 制限区域名                     | 制限区域の範囲                      |
|-----|---------------|---------------------------|------------------------------|
| 鹿島港 | 鹿島港<br>国際水域施設 | 北航路の中国木材(株)<br>外航バースの前面水域 | 岸壁法線から水域に対し垂直方向に63mま<br>での区域 |

2 関係図書は, 茨城県鹿島港湾事務所において閲覧に供する。

茨城県告示第447号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により, 高萩都市計画及び日立都市計画下水道を変更したので, 同法第20条第 1 項の規定に基づき告示し, 同条第 2 項の規定に基づき, 当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成19年 4 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道 (日立・高萩広域公共下水道)

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

日立市田尻町 二丁目の一部

小木津町 一丁目, 三丁目, 字サヤト入及び字佐作の各一部

川尻町 字稲荷作の一部

十王町伊師 字十王前, 字人水田, 字諏訪, 字諏訪前及び諏訪ノ後の各一部

3 縦覧場所



## 茨城県土木部都市局都市計画課

## 茨城県告示第448号

下妻市高道祖1020番地に事務所を置く下妻市高道祖土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成19年 4 月 2 日

茨城県筑西土地改良事務所長 川 崎 博

## 1 退 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所          |
|-----|---------|--------------|
| 理 事 | 笠 嶋 和 良 | 下妻市高道祖4624番地 |
| "   | 端 一 男   | " " 1024番地   |
| "   | 吉 原 儀 男 | " " 4571番地   |
| "   | 端 榮     | " " 4504番地   |
| "   | 金 子 宏   | " " 2737番地   |
| "   | 高 槁 榮 治 | " " 1668番地   |
| "   | 柴 春 光   | " " 1473番地 3 |
| "   | 笠 島 一 男 | " " 4431番地 5 |
| "   | 渡 辺 章   | " " 4599番地 1 |
| "   | 笠 島 幸 助 | " " 4640番地   |
| "   | 吉 原 邦 一 | " " 4323番地 2 |
| "   | 伊 澤 晃   | " " 4408番地 1 |
| "   | 神 郡 節   | " " 3863番地   |
| "   | 平 山 貞 一 | " " 3937番地 1 |
| 監 事 | 石 濱 文 夫 | " " 4496番地   |
| "   | 小松寄 毅   | " " 4447番地   |
| "   | 松 寄 弘   | " " 3870番地   |
| "   | 飯 村 修 一 | " " 4398番地   |

## 2 就 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所          |
|-----|---------|--------------|
| 理 事 | 笠 嶋 和 良 | 下妻市高道祖4624番地 |
| "   | 端 一 男   | " " 1024番地   |
| "   | 吉 原 儀 男 | " " 4571番地   |
| "   | 笠 島 一 男 | " " 4431番地 5 |
| "   | 柴 春 光   | " " 1473番地 3 |
| "   | 高 槁 榮 治 | " " 1668番地   |
| "   | 吉 原 邦 一 | " " 4323番地 2 |
| "   | 金 子 宏   | " " 2737番地   |
| "   | 渡 辺 章   | " " 4599番地 1 |

| 職 名 | 氏 名     | 住 所            |
|-----|---------|----------------|
| 理 事 | 根 本 光 雄 | 下妻市高道祖2748番地 1 |
| "   | 神 郡 好 雄 | " " 3936番地 2   |
| "   | 飯 村 清   | " " 4643番地     |
| "   | 松 崎 茂   | " " 3869番地     |
| "   | 吉 原 時 男 | " " 4409番地     |
| 監 事 | 石 濱 文 夫 | " " 4496番地     |
| "   | 小松崎 毅   | " " 4447番地     |
| "   | 飯 村 修 一 | " " 4398番地     |
| "   | 杉 山 光 一 | " " 3893番地 2   |

## 茨城県告示第449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営土地改良事業神岡上地区（第1換地区）に係る換地処分をした。

平成19年 4 月 2 日

茨城県高萩土地改良事務所長 小 室 清

(公 安 委 員 会)

## 茨城県公安委員会告示第6号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成19年 4 月 2 日

茨城県公安委員会委員長 大 和 田 一 雄

| 氏 名     | 連 絡 先      |
|---------|------------|
| 阿久津 恒   | 水戸警察署生活安全課 |
| 浅野 宜幸   | 水戸警察署生活安全課 |
| 石 和 茂   | 水戸警察署生活安全課 |
| 大澤 孝 郎  | 水戸警察署生活安全課 |
| 大 冏 二 郎 | 水戸警察署生活安全課 |
| 大 森 惠 子 | 水戸警察署生活安全課 |
| 荻 沼 和太郎 | 水戸警察署生活安全課 |
| 笠 井 悦 子 | 水戸警察署生活安全課 |
| 河和田 京 子 | 水戸警察署生活安全課 |
| 菊 池 隆   | 水戸警察署生活安全課 |
| 倉 田 信 夫 | 水戸警察署生活安全課 |
| 黒 田 哲 彌 | 水戸警察署生活安全課 |
| 郡 司 敏 雄 | 水戸警察署生活安全課 |

| 氏 名     | 連 絡 先             |
|---------|-------------------|
| 斉 藤 ひとみ | 水戸警察署生活安全課        |
| 鈴 木 久 江 | 水戸警察署生活安全課        |
| 関 軍 治   | 水戸警察署生活安全課        |
| 関 岡 てつ子 | 水戸警察署生活安全課        |
| 立 原 美津子 | 水戸警察署生活安全課        |
| 中 村 眞 一 | 水戸警察署生活安全課        |
| 中 山 英 樹 | 水戸警察署生活安全課        |
| 長谷川 泰 敏 | 水戸警察署生活安全課        |
| 人 見 幸   | 水戸警察署生活安全課        |
| 茂 垣 新 三 | 水戸警察署生活安全課        |
| 谷 中 百合子 | 水戸警察署生活安全課        |
| 山 田 俊 明 | 水戸警察署生活安全課        |
| 吉 原 孝 則 | 水戸警察署生活安全課        |
| 小野瀬 光 一 | 水戸警察署生活安全課        |
| 齋 藤 仁   | 水戸警察署生活安全課        |
| 大 野 俊 次 | 笠間警察署生活安全課        |
| 小 澤 一 人 | 笠間警察署生活安全課        |
| 齊 藤 碩 一 | 笠間警察署生活安全課        |
| 佐々木 昭   | 笠間警察署生活安全課        |
| 渋 佐 京 子 | 笠間警察署生活安全課        |
| 滝 田 勝 男 | 笠間警察署生活安全課        |
| 萩野谷 建 夫 | 笠間警察署生活安全課        |
| 萩 原 瑞 子 | 笠間警察署生活安全課        |
| 藤 岡 正 勝 | 笠間警察署生活安全課        |
| 内 野 信 彌 | 笠間警察署生活安全課        |
| 園 部 春 香 | 笠間警察署生活安全課        |
| 富 永 幸 男 | 笠間警察署生活安全課        |
| 中井川 孝 次 | 笠間警察署生活安全課        |
| 平 塚 尚 二 | 笠間警察署生活安全課        |
| 山 口 和 枝 | 笠間警察署生活安全課        |
| 鹿志村 吉 信 | ひたちなか東警察署刑事・生活安全課 |
| 黒 澤 利 勝 | ひたちなか東警察署刑事・生活安全課 |
| 小 池 勝 利 | ひたちなか東警察署刑事・生活安全課 |
| 寺 門 茂   | ひたちなか東警察署刑事・生活安全課 |
| 根 本 洋 厚 | ひたちなか東警察署刑事・生活安全課 |
| 雨 宮 神   | ひたちなか西警察署生活安全課    |
| 池ノ辺 一 光 | ひたちなか西警察署生活安全課    |
| 大 内 嘉 門 | ひたちなか西警察署生活安全課    |

| 氏 名     | 連 絡 先          |
|---------|----------------|
| 上 村 セ ツ | ひたちなか西警察署生活安全課 |
| 鴨志田 政 行 | ひたちなか西警察署生活安全課 |
| 照 沼 まさ子 | ひたちなか西警察署生活安全課 |
| 富 岡 榮 美 | ひたちなか西警察署生活安全課 |
| 中 島 幸 一 | ひたちなか西警察署生活安全課 |
| 半 沢 実   | ひたちなか西警察署生活安全課 |
| 藤 田 富 夫 | ひたちなか西警察署生活安全課 |
| 星 勇     | ひたちなか西警察署生活安全課 |
| 及 川 隆 史 | ひたちなか西警察署生活安全課 |
| 小 川 恒 久 | ひたちなか西警察署生活安全課 |
| 黒羽根 史 朗 | ひたちなか西警察署生活安全課 |
| 蛭 川 英 治 | ひたちなか西警察署生活安全課 |
| 小 森 友 子 | 那珂警察署生活安全課     |
| 佐々木 薫   | 那珂警察署生活安全課     |
| 澤 畑 薫   | 那珂警察署生活安全課     |
| 助 川 勇   | 那珂警察署生活安全課     |
| 高 橋 脩   | 那珂警察署生活安全課     |
| 堀 口 友 子 | 那珂警察署生活安全課     |
| 青 木 馨   | 大宮警察署刑事・生活安全課  |
| 青 柳 幸 雄 | 大宮警察署刑事・生活安全課  |
| 石 崎 信 昭 | 大宮警察署刑事・生活安全課  |
| 大曾根 榮 一 | 大宮警察署刑事・生活安全課  |
| 木 村 利 男 | 大宮警察署刑事・生活安全課  |
| 長 山 順 子 | 大宮警察署刑事・生活安全課  |
| 細 貝 まり子 | 大宮警察署刑事・生活安全課  |
| 皆 川 晃 寿 | 大宮警察署刑事・生活安全課  |
| 三 村 美 加 | 大宮警察署刑事・生活安全課  |
| 朝 日 光 臣 | 太田警察署刑事・生活安全課  |
| 飯 田 和 子 | 太田警察署刑事・生活安全課  |
| 大 縄 茂 文 | 太田警察署刑事・生活安全課  |
| 嶋 根 宏 子 | 太田警察署刑事・生活安全課  |
| 鈴 木 敏 一 | 太田警察署刑事・生活安全課  |
| 西 野 昭   | 太田警察署刑事・生活安全課  |
| 根 本 富美子 | 太田警察署刑事・生活安全課  |
| 深 澤 祐 定 | 太田警察署刑事・生活安全課  |
| 椎 名 光 代 | 大子警察署刑事・生活安全課  |
| 須 藤 恭 子 | 大子警察署刑事・生活安全課  |
| 益 子 英 明 | 大子警察署刑事・生活安全課  |

| 氏 名     | 連 絡 先      |
|---------|------------|
| 會 澤 修   | 日立警察署生活安全課 |
| 石 原 八重子 | 日立警察署生活安全課 |
| 岩 田 秀 邦 | 日立警察署生活安全課 |
| 大 森 健 一 | 日立警察署生活安全課 |
| 小 野 セツ子 | 日立警察署生活安全課 |
| 黒 澤 克 行 | 日立警察署生活安全課 |
| 小 林 恵美子 | 日立警察署生活安全課 |
| 近 藤 利 夫 | 日立警察署生活安全課 |
| 笹 嶋 敏 郎 | 日立警察署生活安全課 |
| 柴 田 延 洋 | 日立警察署生活安全課 |
| 末 松 倫 枝 | 日立警察署生活安全課 |
| 園 部 三 吉 | 日立警察署生活安全課 |
| 立 花 俊 一 | 日立警察署生活安全課 |
| 塚 田 允 哉 | 日立警察署生活安全課 |
| 永 井 千佳予 | 日立警察署生活安全課 |
| 滑 川 祐 司 | 日立警察署生活安全課 |
| 橋 本 弘 子 | 日立警察署生活安全課 |
| 福 地 耕 二 | 日立警察署生活安全課 |
| 矢 部 敏 晴 | 日立警察署生活安全課 |
| 磯 野 武 美 | 高萩警察署生活安全課 |
| 小 川 藤 範 | 高萩警察署生活安全課 |
| 神 代 一 彦 | 高萩警察署生活安全課 |
| 金 成 勝 子 | 高萩警察署生活安全課 |
| 作 山 由 美 | 高萩警察署生活安全課 |
| 佐 藤 恵美子 | 高萩警察署生活安全課 |
| 鈴 木 秀 昭 | 高萩警察署生活安全課 |
| 棚 谷 善 廣 | 高萩警察署生活安全課 |
| 荒 川 透   | 高萩警察署生活安全課 |
| 池 田 勝 雄 | 高萩警察署生活安全課 |
| 才 丸 雅 秀 | 高萩警察署生活安全課 |
| 荒 野 吉 生 | 鉾田警察署生活安全課 |
| 飯 岡 孝   | 鉾田警察署生活安全課 |
| 白 田 俊 雄 | 鉾田警察署生活安全課 |
| 飯 塚 利 夫 | 鉾田警察署生活安全課 |
| 井 川 久 子 | 鉾田警察署生活安全課 |
| 石 山 ちい子 | 鉾田警察署生活安全課 |
| 本 澤 衛   | 鉾田警察署生活安全課 |
| 額 賀 久 江 | 鉾田警察署生活安全課 |

| 氏 名       | 連 絡 先       |
|-----------|-------------|
| 石 上 諒     | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 内 田 美 穂   | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 大 川 久 明   | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 大 川 正 男   | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 岡 本 正 義   | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 田 口 稔     | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 中 村 清     | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 吉 氏 明 美   | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 吉 成 淳 子   | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 安 藤 良 子   | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 泉 純一郎     | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 大 槻 眞 人   | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 加 納 美 智 子 | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 柴 田 紘 子   | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 高 橋 栄 子   | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 長谷川 文 江   | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 保 立 庄 太 郎 | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 大 森 庸     | 行方警察署生活安全課  |
| 兒 玉 雅 惠   | 行方警察署生活安全課  |
| 深 谷 英 久   | 行方警察署生活安全課  |
| 福 原 隆     | 行方警察署生活安全課  |
| 大 野 宗 雄   | 行方警察署生活安全課  |
| 大和田 治     | 行方警察署生活安全課  |
| 新 橋 勝     | 行方警察署生活安全課  |
| 松 本 孝 一 郎 | 行方警察署生活安全課  |
| 山 中 日 出 夫 | 行方警察署生活安全課  |
| 浅 野 芳 夫   | 竜ヶ崎警察署生活安全課 |
| 池野辺 修     | 竜ヶ崎警察署生活安全課 |
| 大 野 金 人   | 竜ヶ崎警察署生活安全課 |
| 大 森 高 二   | 竜ヶ崎警察署生活安全課 |
| 椎 名 和 子   | 竜ヶ崎警察署生活安全課 |
| 高 野 正 枝   | 竜ヶ崎警察署生活安全課 |
| 高 橋 み どり  | 竜ヶ崎警察署生活安全課 |
| 根 岸 安 里 子 | 竜ヶ崎警察署生活安全課 |
| 野 口 敏 雄   | 竜ヶ崎警察署生活安全課 |
| 伊 藤 勝 子   | 竜ヶ崎警察署生活安全課 |
| 川 村 忠 昭   | 竜ヶ崎警察署生活安全課 |
| 真行寺 博     | 竜ヶ崎警察署生活安全課 |

| 氏 名     | 連 絡 先      |
|---------|------------|
| 伊 寶 幸 子 | 牛久警察署生活安全課 |
| 大 野 光 雄 | 牛久警察署生活安全課 |
| 鈴 木 悦 子 | 牛久警察署生活安全課 |
| 塚 本 忍   | 牛久警察署生活安全課 |
| 橋 本 清 美 | 牛久警察署生活安全課 |
| 皆 川 國 憲 | 牛久警察署生活安全課 |
| 横 島 幸 雄 | 牛久警察署生活安全課 |
| 小 倉 澄 江 | 牛久警察署生活安全課 |
| 栗 山 剛   | 牛久警察署生活安全課 |
| 高 橋 淺 男 | 牛久警察署生活安全課 |
| 宮 下 達 雄 | 牛久警察署生活安全課 |
| 柳 生 正 己 | 牛久警察署生活安全課 |
| 吉 田 泰 明 | 牛久警察署生活安全課 |
| 若 泉 德 士 | 牛久警察署生活安全課 |
| 池 田 浩 二 | 稲敷警察署生活安全課 |
| 黒 田 克 彦 | 稲敷警察署生活安全課 |
| 小 泉 喜 一 | 稲敷警察署生活安全課 |
| 鈴 木 正 秀 | 稲敷警察署生活安全課 |
| 富 澤 富 生 | 稲敷警察署生活安全課 |
| 本 田 正 夫 | 稲敷警察署生活安全課 |
| 柳 原 一 雄 | 稲敷警察署生活安全課 |
| 小 澤 武 夫 | 稲敷警察署生活安全課 |
| 武 田 昇   | 稲敷警察署生活安全課 |
| 森 正     | 稲敷警察署生活安全課 |
| 赤 澤 正 江 | 土浦警察署生活安全課 |
| 新 井 卓 男 | 土浦警察署生活安全課 |
| 飯 田 靜 夫 | 土浦警察署生活安全課 |
| 磯 山 美 津 | 土浦警察署生活安全課 |
| 今野谷 正 美 | 土浦警察署生活安全課 |
| 桐 原 保 男 | 土浦警察署生活安全課 |
| 栗 原 宣 夫 | 土浦警察署生活安全課 |
| 来 栖 利 枝 | 土浦警察署生活安全課 |
| 作 本 誠   | 土浦警察署生活安全課 |
| 杉 本 明 正 | 土浦警察署生活安全課 |
| 高 田 操   | 土浦警察署生活安全課 |
| 張 替 美代子 | 土浦警察署生活安全課 |
| 山 口 鋭 一 | 土浦警察署生活安全課 |
| 山 寄 誠   | 土浦警察署生活安全課 |

| 氏 名     | 連 絡 先         |
|---------|---------------|
| 吉 田 薫   | 土浦警察署生活安全課    |
| 吉 田 京 史 | 土浦警察署生活安全課    |
| 大 町 洋 司 | 土浦警察署生活安全課    |
| 久保田 淳 子 | 土浦警察署生活安全課    |
| 坂 本 行 弘 | 土浦警察署生活安全課    |
| 佐久間 美津江 | 土浦警察署生活安全課    |
| 鈴 木 正 幹 | 土浦警察署生活安全課    |
| 中 島 由美子 | 土浦警察署生活安全課    |
| 森 井 たか子 | 土浦警察署生活安全課    |
| 浅 尾 仁 之 | 石岡警察署生活安全課    |
| 大 塚 力   | 石岡警察署生活安全課    |
| 佐 藤 毅   | 石岡警察署生活安全課    |
| 島 田 豊 子 | 石岡警察署生活安全課    |
| 下河邊 賢 一 | 石岡警察署生活安全課    |
| 鈴 木 芳 文 | 石岡警察署生活安全課    |
| 田 上 和 子 | 石岡警察署生活安全課    |
| 田 口 保 雄 | 石岡警察署生活安全課    |
| 平 井 純 子 | 石岡警察署生活安全課    |
| 上 田 裕 司 | 石岡警察署生活安全課    |
| 狩 谷 一 男 | 石岡警察署生活安全課    |
| 坂 嘉 実   | 石岡警察署生活安全課    |
| 清 宮 孝 子 | 石岡警察署生活安全課    |
| 田 山 和 夫 | 石岡警察署生活安全課    |
| 鶴 田 昇   | 石岡警察署生活安全課    |
| 長谷川 靖 夫 | 石岡警察署生活安全課    |
| 相 澤 丈 夫 | つくば中央警察署生活安全課 |
| 飯 泉 孝 司 | つくば中央警察署生活安全課 |
| 飯 泉 喜 明 | つくば中央警察署生活安全課 |
| 飯 田 正 行 | つくば中央警察署生活安全課 |
| 飯 塚 茂 男 | つくば中央警察署生活安全課 |
| 石 川 光 洋 | つくば中央警察署生活安全課 |
| 稲 葉 恒 男 | つくば中央警察署生活安全課 |
| 奥 澤 和 人 | つくば中央警察署生活安全課 |
| 川 村 実   | つくば中央警察署生活安全課 |
| 久保田 勲   | つくば中央警察署生活安全課 |
| 鈴 木 桂 子 | つくば中央警察署生活安全課 |
| 高 橋 正 一 | つくば中央警察署生活安全課 |
| 羽 田 清   | つくば中央警察署生活安全課 |



| 氏 名     | 連 絡 先           |
|---------|-----------------|
| 古 本 捷 治 | つくば中央警察署生活安全課   |
| 細 田 哲 男 | つくば中央警察署生活安全課   |
| 三 谷 定 男 | つくば中央警察署生活安全課   |
| 安 井 茂   | つくば中央警察署生活安全課   |
| 井 上 富士男 | つくば北警察署刑事・生活安全課 |
| 中 島 敬 三 | つくば北警察署刑事・生活安全課 |
| 鈴 木 房 二 | つくば北警察署刑事・生活安全課 |
| 満 川 貞 夫 | つくば北警察署刑事・生活安全課 |
| 石 井 茂 雄 | 筑西警察署生活安全課      |
| 市 川 浩   | 筑西警察署生活安全課      |
| 海老澤 陟   | 筑西警察署生活安全課      |
| 大 嶋 貞 夫 | 筑西警察署生活安全課      |
| 川 口 弘 美 | 筑西警察署生活安全課      |
| 川 田 勝 久 | 筑西警察署生活安全課      |
| 古 池 源 造 | 筑西警察署生活安全課      |
| 染 谷 法 子 | 筑西警察署生活安全課      |
| 中 島 明 良 | 筑西警察署生活安全課      |
| 宮 田 憲 一 | 筑西警察署生活安全課      |
| 飯 塚 武 彦 | 下妻警察署生活安全課      |
| 石 川 節   | 下妻警察署生活安全課      |
| 土 屋 文 明 | 下妻警察署生活安全課      |
| 中 尾 仁   | 下妻警察署生活安全課      |
| 長谷川 勇   | 下妻警察署生活安全課      |
| 初 沢 道 明 | 下妻警察署生活安全課      |
| 平 間 三 男 | 下妻警察署生活安全課      |
| 広 瀬 元 二 | 下妻警察署生活安全課      |
| 大久保 静   | 下妻警察署生活安全課      |
| 山 口 恵美子 | 下妻警察署生活安全課      |
| 阿部田 玉 江 | 桜川警察署刑事・生活安全課   |
| 泉 武     | 桜川警察署刑事・生活安全課   |
| 海老澤 稔   | 桜川警察署刑事・生活安全課   |
| 中 川 源 一 | 桜川警察署刑事・生活安全課   |
| 二 平 眞 一 | 桜川警察署刑事・生活安全課   |
| 細 谷 良 和 | 桜川警察署刑事・生活安全課   |
| 渡 邊 忠   | 桜川警察署刑事・生活安全課   |
| 赤 荻 宏 幸 | 結城警察署生活安全課      |
| 小 島 章   | 結城警察署生活安全課      |
| 小 嶋 啓 明 | 結城警察署生活安全課      |

| 氏 名     | 連 絡 先      |
|---------|------------|
| 坂 入 満   | 結城警察署生活安全課 |
| 鈴 木 節 子 | 結城警察署生活安全課 |
| 山 中 明 見 | 結城警察署生活安全課 |
| 石 塚 克 己 | 常総警察署生活安全課 |
| 石 塚 とみ子 | 常総警察署生活安全課 |
| 笠 原 修   | 常総警察署生活安全課 |
| 草 房 茂   | 常総警察署生活安全課 |
| 倉 持 栄   | 常総警察署生活安全課 |
| 小 林 幸 雄 | 常総警察署生活安全課 |
| 篠 崎 のり子 | 常総警察署生活安全課 |
| 瀧 本 健 司 | 常総警察署生活安全課 |
| 中 島 正 史 | 常総警察署生活安全課 |
| 今 川 和 宏 | 常総警察署生活安全課 |
| 土 戸 守   | 常総警察署生活安全課 |
| 山野井 周 一 | 常総警察署生活安全課 |
| 吉 原 稔   | 常総警察署生活安全課 |
| 秋 庭 壽   | 古河警察署生活安全課 |
| 小 倉 直 也 | 古河警察署生活安全課 |
| 鹿 嶋 漸   | 古河警察署生活安全課 |
| 川 鍋 常 雄 | 古河警察署生活安全課 |
| 倉 持 潔 子 | 古河警察署生活安全課 |
| 齋 藤 實   | 古河警察署生活安全課 |
| 落 合 美智男 | 古河警察署生活安全課 |
| 高 野 勝 野 | 古河警察署生活安全課 |
| 高 橋 和 見 | 古河警察署生活安全課 |
| 代 田 和 俊 | 古河警察署生活安全課 |
| 中 島 弘 子 | 古河警察署生活安全課 |
| 平 井 悦 子 | 古河警察署生活安全課 |
| 前 澤 吉 徳 | 古河警察署生活安全課 |
| 三 田 静 江 | 古河警察署生活安全課 |
| 森 田 昌 之 | 古河警察署生活安全課 |
| 太 田 晴 美 | 境警察署生活安全課  |
| 佐々木 健 一 | 境警察署生活安全課  |
| 篠 崎 正 貴 | 境警察署生活安全課  |
| 中 村 保   | 境警察署生活安全課  |
| 野 村 和 子 | 境警察署生活安全課  |
| 相 澤 徹   | 境警察署生活安全課  |
| 相 沢 昇   | 境警察署生活安全課  |

| 氏 名     | 連 絡 先      |
|---------|------------|
| 倉 持 豊   | 境警察署生活安全課  |
| 染 谷 公 久 | 境警察署生活安全課  |
| 野 崎 貞 雄 | 境警察署生活安全課  |
| 荒 川 博 之 | 境警察署生活安全課  |
| 小 沢 政 子 | 境警察署生活安全課  |
| 篠 崎 勝   | 境警察署生活安全課  |
| 岩 淵 三 代 | 取手警察署生活安全課 |
| 内 田 慶 子 | 取手警察署生活安全課 |
| 海老原 丈 夫 | 取手警察署生活安全課 |
| 杉 山 孝 信 | 取手警察署生活安全課 |
| 寺 田 務   | 取手警察署生活安全課 |
| 中 村 稔   | 取手警察署生活安全課 |
| 根 本 健 樹 | 取手警察署生活安全課 |
| 根 本 昌 卓 | 取手警察署生活安全課 |
| 畑 昭 好   | 取手警察署生活安全課 |
| 平 井 忍   | 取手警察署生活安全課 |
| 深 沢 静 江 | 取手警察署生活安全課 |
| 秋 葉 一 彦 | 取手警察署生活安全課 |
| 狩 野 秀 道 | 取手警察署生活安全課 |
| 栗 原 義 典 | 取手警察署生活安全課 |
| 根 本 幸 一 | 取手警察署生活安全課 |
| 和 田 司   | 取手警察署生活安全課 |
| 飯 塚 義 夫 | 取手警察署生活安全課 |
| 掛 足 喜久江 | 取手警察署生活安全課 |

~~~~~  
(収 用 委 員 会)

茨城県収用委員会告示第 4 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成19年 4 月 2 日

茨城県収用委員会

会 長 中 井 川 昇 一

1 起業者の名称

茨城県

2 事業の種類

高萩都市計画道路事業 3・3・9号石滝赤浜線及び 3・4・5号高浜安良川線

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在，地番，地目及び地積等

土地の所在 茨城県高萩市大字高萩字後谷

地番	地目		面積 (㎡)		裁決手続の開始を決定する土地の面積 (㎡)	裁決手続の開始を決定する土地の範囲
	公簿	現況	公簿	実測		
1475番3	公衆用 道路	山林	1,190	1,190.81	1,190.81	当該土地の全部

## 4 土地所有者の氏名及び住所

沼田子之吉 法定相続人 不明

ただし、沼田 吉則 茨城県高萩市大字高萩931番地  
 中島 芙美 埼玉県ふじみ野市新田2丁目1番6号  
 沼田 英文 茨城県高萩市大字下手綱1517番地の1  
 橋本まり子 茨城県日立市西成沢町2丁目9番5号  
 又は 沼田 雅夫 茨城県日立市多賀町2丁目14番4号  
 福島 榮 岩手県盛岡市湯沢南一丁目2番3号  
 潮田すみ子 福島県相馬市西山字表西山86番地の1  
 古川 雪子 茨城県日立市金沢町7丁目1番3号  
 沼田 明子 茨城県日立市大久保町4丁目3番5号  
 沼田 節子 茨城県ひたちなか市大平1丁目1番19号  
 河原ヨシ子 東京都足立区足立四丁目41番7 - 306号  
 沼田日出子 住所不明、ただし、住民票の住所  
 神奈川県横浜市神奈川区菅田町1622番地 市菅田ハイツ16棟201号  
 沼田もと子 茨城県日立市多賀町2丁目14番4号  
 蒲野 敏彦 愛知県岡崎市泰梨町字向林6番地1  
 風間 節子 東京都国分寺市西恋ヶ窪三丁目2番地53  
 奥村 菊江 茨城県取手市井野団地1番23 - 206号  
 村上 實 神奈川県横浜市港南区上大岡東二丁目29番13号 三五荘A棟3号  
 村上 正美 埼玉県春日部市八丁目107番地たつみ荘210号  
 佐藤 正男 茨城県日立市河原子町4丁目5番17号  
 佐藤 安男 東京都江東区東砂2丁目13番7 - 110号  
 川岸 はる 栃木県足利市葉鹿町1丁目3番地11  
 大塚 波子 群馬県桐生市梅田町1丁目609番地  
 市毛里喜子 茨城県日立市小木津町1753番地1  
 和田 恵一 茨城県笠間市笠間2218番地19  
 和田 章 東京都練馬区春日町1丁目36番3号  
 所 敏子 北海道足寄郡足寄町郊南1丁目29番地の7  
 和田 正則 茨城県笠間市笠間2835番地5  
 関口 光子 東京都練馬区春日町1丁目36番地3号  
 沼田 はつ 東京都江戸川区南小岩2丁目4番49号  
 村上 利幸 東京都江戸川区南小岩2丁目4番49号  
 石井佳世子 東京都台東区清川2丁目17番9号金山分館

小林範子 法定相続人

- 内藤 光子 住所不明、ただし、住民票の住所  
東京都墨田区東向島三丁目 7 番 4 号 中村マンション106
- 内藤 光子 住所不明、ただし、住民票の住所  
東京都墨田区東向島三丁目 7 番 4 号 中村マンション106
- 茨城県 茨城県水戸市笠原町978番 6
- 5 土地に関して権利を有する関係人  
なし

---

## 公 告

---

### 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成19年 5 月 9 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成19年 4 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日  
平成19年 3 月 9 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 TEAM・田援
- 3 代表者の氏名  
筒 井 義 富
- 4 主たる事務所の所在地  
茨城県つくば市稲岡495番地 6
- 5 定款に記載された目的

この法人は、農村地域の住み良いまちづくりの実現を図るために、農村地域の産業とも言うべき農業を守り育て、農村の環境・景観を保全し、集落営農・グリーンツーリズム等を推進し、地域住民が郷土を誇れるようなまちづくりを目指すとともに、地域リーダー育成のための支援活動を行うことにより、地域住民の総意の中で農村地域の豊かな環境創造と地域の活性化等に寄与することを目的とする。

### 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号および第 8 号に掲げる書類は、平成19年 5 月 14日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成19年 4 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成19年 3 月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 篠山スマイルクラブ

3 代表者の氏名

森 猛

4 主たる事務所の所在地

茨城県常総市篠山285番地 2

5 定款に記載された目的

この法人は、地域児童生徒及び住民に対して、子供図書館設立、子供たちの健全育成事業、子供と地域住民の交流に関する事業を行い、各世代の交流を通して地域全体が安全安心な居住空間として発展し、それが、自らの手でつくる福祉社会の造成に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号および第 8 号に掲げる書類は、平成19年 5 月 22日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成19年 4 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成19年 3 月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 快適空間研究会

3 代表者の氏名

平 間 邦 一

4 主たる事務所の所在地

茨城県土浦市生田町 9 番16号

5 定款に記載された目的

この法人は、生活者の視点からユニバーサルデザインを考え、高齢者、障害者、子供のみならず、あらゆる人々にとって暮らしやすい環境づくり、使いやすいものづくりのために、専門的なノウハウを活用した調査研究・情報資料作成及び各報告書の提供など支援に関する事業を行い、住環境の整備向上を図り、ゆたかでゆとりある地域社会の実現と社会全体の利益の増進に寄与する事を目的とする。

~~~~~  
平成18年度後期技能検定合格者

平成18年 9 月 1 日付け茨城県報号外第123号で公告した平成18年度後期技能検定合格者の受検番号は次のとおりである。

平成19年 4 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

級	職 種 名	作 業 名	受 検 番 号
2 級	機械保全	機械系保全作業	A 甲0158

茨城県農作物奨励品種等の指定及び廃止について

茨城県農作物奨励品種等の指定及び廃止を平成19年 4 月 1 日付けで次のとおり決定したので公告する。

平成19年 4 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 認定品種に指定する品種

(1) 六条大麦「シルキースノウ」

ア 来歴

「シルキースノウ」は長野県農事試験場において、平成 5 年に、「関東皮73号」を母、「東山皮86号」を父として人工交配され、以後選抜・固定が進められ、育成された品種である。

イ 認定品種に指定する理由

近年、健康や食の安全に対する消費者の関心の高まりを背景に、国内産大麦の需要が拡大しており、業界からも本件に対し麦茶用大麦の作付け拡大や精麦用大麦の新規作付けが強く求められている。

一方、本県産小麦「農林61号」は、従前より、供給過剰のミスマッチの解消が強く求められていることから、麦茶用大麦として評価の高い「カシムムギ」への作付け転換や、輪換畑作付けが可能な精麦用大麦品種の選定を進めてきた結果、六条大麦「シルキースノウ」が本県においても、精麦適性に優れ、大粒、多収であり、オオムギ縞萎縮病ウイルス・・・型系統に抵抗性を有し、また、排水良好かつ沖積土での高品質生産が可能であることが明らかになったことから、今回当該品種を認定品種として指定することとした。

ウ 栽培上の留意点

- (ア) 粗タンパク質含量が高いと、白度の低下・硝子率の増加など品質が劣るため、火山灰土での作付けは避け、沖積土などの輪換畑に作付けし、多肥栽培は避ける。
- (イ) 六条大麦は小麦より耐湿性に劣るため、排水性の良い圃場に作付けする。
- (ウ) 赤かび病には強くないため、適期防除を徹底する。

エ 普及対象地帯

高品質麦生産が望める排水良好な沖積土の輪換畑への作付け拡大を図る。

オ 特性表

種類	品種名	来歴または両親名	播性程度	播種期 (月日)	出穂期 (月日)	成熟期 (月日)	稈長 (cm)	穂長 (cm)	穂数 (本 / m <sup>2</sup> )
六条大麦	シルキースノウ	関東皮73号 × 東山皮86号		11.10	4.15	5.30	86	4.8	613

容積重 (g)	千粒量 (g)	10 a 当たり 子実量 (kg)	外観品質	株の開閉	耐倒伏性	耐病性		
						さび	うどんこ	縞萎縮
673	31.7	716	上の中	中	強	強	やや強	極強



## (注) 試験条件

- (1) 試験年次：平成14～17年（播種年）
- (2) 試験条件：ドリル栽培，播種量（10 a 当たり）8 kg，基肥量（10 a 当たり）窒素 8 kg，りん酸12kg，加里11 kg，追肥量 窒素 4 kg，容積重，千粒重及び10 a 当たり子実量はとうみ選による調整サンプルを用いた
- (3) 試験ほ場：茨城県農業総合センター農業研究所水田利用研究室（龍ヶ崎市大徳町）輪換畑
- (4) 播性程度： ， 春播型， ， 中間型， ～ 秋播型

## 2 認定品種から廃止する品種

## (1) 二条大麦「きぬか二条」

当該品種は，ビール麦の中生品種として，県内での栽培を奨励してきたが，平成16年産からは県内のビール麦契約がなくなる状況となったため，二条大麦「ミカモゴールドン」の補完品種として位置付けたが，実需者等からの作付け要望がなく，作付け実績もないことから，「認定品種」から廃止する。

## 都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画高度地区の決定に伴い，つくば市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，同法第20条第2項の規定に基づき，当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成19年 4 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

高度地区

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第3項の規定により公告する。

平成19年 4 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市辺田字中西前694番 1

## 2 事業主の住所及び氏名

坂東市辺田616番地 1

飯 塚 清

## 物品調達等競争入札参加者の資格に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき，平成19年度において茨城県の競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等について，次のとおり公示する。

平成19年 4 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌



## 1 業種区分及び調達する物品等又は特定役務の種類

競争入札の参加資格を得ようとする者の業種及び調達する物品等又は特定役務の種類は、次のとおりとする。

## (1) 物品の製造の請負又は買入れ

- 01 印刷類：一般印刷，軽印刷，フォーム印刷，その他
- 02 文具・事務機器類：文具・事務機器，OA機器，用紙，その他
- 03 家具類：木製家具，スチール家具，室内装飾，その他
- 04 車両・船舶類：自動車，オートバイ・自転車，車両部品・用品，船舶，船具・漁具，その他
- 05 産業機器類：工作機器，農業機器，建設機器，その他
- 06 電気機器類：家電器具，電機設備，通信機器，視聴覚機器，その他
- 07 精密機器類：理化学機器，計測機器，医療機器，福祉機器，その他
- 08 雑機器類：消防機器，厨房機器，その他
- 09 薬品類：医薬品，衛生材料，化学・工業薬品，農業薬品，その他
- 10 燃料及び油脂製品類：石油，LPガス，高圧ガス，その他
- 11 建設用資材類：工事用資材，給排水設備用資材，電気工事用資材，その他
- 12 趣味・表彰用品類：カメラ，時計，記念品・バッチ，スポーツ用品，楽器，その他
- 13 繊維・日用品類：被服・繊維，寝具，皮革・ゴム製品，雑貨・金物，その他
- 14 その他：食品，広告・看板，標本・模型，保安用品，その他

## (2) 役務の提供

- 15 広告・出版・催物：広告代理，テレビ・ラジオ番組，映像ソフト，印刷物，催物，その他
- 16 建築物の管理(1)：建築物環境衛生維持管理，屋内清掃，屋外清掃，植栽管理，警備，その他
- 17 建築物の管理(2)：空調設備保守点検，消防・保安設備保守点検，浄化槽保守点検，その他
- 18 施設・設備等の保守管理：上水道処理施設維持管理，下水道処理施設維持管理，電気設備保守点検，通信設備保守点検，車両保守点検，その他
- 19 リース・レンタル：OA機器，各種機器，車両，その他
- 20 コンピュータ関連サービス：ハードウェア保守管理，システム開発，インターネット業務，データ処理，専門人材派遣，その他
- 21 運送：旅客業，貨物運送，その他
- 22 調査・測定・検査：自然環境，市場調査・計画策定，その他
- 23 廃棄物処理，衛生その他環境保護：廃棄物処理，廃棄物収集運搬，リサイクル，クリーニング，その他
- 24 その他：調理・給食，医療事務代行，旅行代理業，その他

## 2 申請の時期

随時受け付ける。

## 3 申請の方法

## (1) 申請書の入手方法

茨城県所定の「物品調達等競争入札参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。)は、次に掲げる交付場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。また、茨城県会計事務局会計第二課のホームページからダウンロードすることもできる。

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計第二課調度担当

電話 029 - 301 - 4875 (直通)

アドレス <http://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/0902/0902n0010.htm>

(2) 申請書の提出方法

申請書に次に掲げる書類を添付して、上記に掲げる場所に持参又は郵送すること。若しくは、茨城県ホームページの「いばらき電子申請・届出システム」により申請のうえ、添付書類を郵送すること。

ア 県税に未納がないことを証する納税証明書（茨城県に納税義務がある場合に限る。）

イ 登記事項証明書（個人にあっては、市町村長の発行する身分証明書）

ウ 営業に関し許可、認可等を必要とするときは、これを受けたことを証明する書類

エ 前年度の財務諸表（個人にあっては、所得税申告決算書の写し）

オ ISO14001の認証を取得しているときは、当該認証の取得に係る登録証の写し（取得している場合に限る。）

カ 契約に関し、事業所に権限の委任がなされているときは、その旨を証する書類（茨城県内の事業所に入札又は契約に関する権限を委任する場合に限る。）

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

4 競争入札に参加することができない者

(1) 令第167条の4第1項に規定する者

(2) 令第167条の4第2項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされた者で、同項の期間を経過していない者

(3) 営業に関し、法令の規定に基づき、官公署の許可、認可等を必要とする場合においてこれを得ていない者

(4) この要項に規定する申請書又は添付書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(5) 県税を滞納している者

5 競争入札参加者の資格及びその審査

競争入札に参加できる者の資格審査は、次に掲げる事項を審査し、競争入札参加資格の有無及びその者の発注金額の標準となる審査数値を決定する。

(1) 経営規模

(2) 経営比率

(3) 売上高

(4) 営業年数

(5) 環境への配慮

6 資格審査結果の通知

「物品調達等競争入札参加資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

資格決定の日から平成20年9月30日までとする。

8 資格の更新手続

有資格者に対し、有効期間満了前に通知する。

~~~~~

(収 用 委 員 会)

土地収用法に基づく審理の開始の公示による通知

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項規定に基づき通知すべき次に掲げる書類は、茨城県収用委員会事務局（茨城県総務部総務課内）において保管してあるので、次に掲げる者は、出頭のうえ、その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成19年 4 月22日を経過した時に通知があったものとみなされます。

平成19年 4 月 2 日

茨城県収用委員会

会 長 中 井 川 昇 一

1 通知すべき書類の名称

平成19年 3 月22日付けの審理の開始に係る通知

2 通知を受けるべき者

茨城県高萩市大字高萩字後谷1475番 3 の土地の所有者のうち次の者

沼 田 日出子

内 藤 光子

~~~~~  
正 誤

平成18年 3 月31日付け茨城県報号外第53号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
6	下から14	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用等に関する法律	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)